

やくいんかい 役員会 国鉄の役員会には、理事会、監査委員会および常務会がある。昭和30年運輸省に設けられた国鉄経営調査会において、国鉄の経営上の諸問題が審議されたが、その答申の中の管理組織に関する部に、(1) 現在の経営委員会は、意思決定機関であるとともに、監査機関でもあり、国民の世論を反映する諮問機関でもあるべきであるが、これらの機能を果たすのに適当な機構でないからこれを廃止し、それぞれの機能を分化させた機関を設けること (2) 意思決定機関は、執行機関と表裏一体となって活動するよう、総裁、副総裁および理事をもって構成する理事会が当たること。理事は10人程度、その半数程度は部外者を起用すること (3) 監査機関として新たに監査委員会を設置し、国鉄の意思決定が忠実に行なわれているかどうかを監査させるとともに、広く国民的立場から国鉄の経営方針の妥当性についても批判検討させることとすること。監査委員会の委員は、3人ないし5人とし、広く国鉄の内外を通じて適任者を求めることという趣旨のことが述べられた。

これらについては、ほとんどそのまま日本国有鉄道法の改正法案に盛り込まれ、第24国会に提出され、原案どおり可決成立し、昭和31・6・25から施行された。

(1) 理事会

理事会は、総裁、副総裁および11人以上17人以内の理事で組織する合議体であって、国鉄の業務の管理および運営を決定する最高の意思決定機関である。しかし、そのすべてについての意思決定を行なうことは不可能であるので、理事会が軽微と認めた事項その他総裁に専決させることが適切であると認めた事項については、総裁に決定を委任している。

理事会の議決を必要とする事項としては、ア 主たる事務所における部局および従たる事務所の設置、その他内部組織に関する重要な事項 イ 業務に関する重要な規則 ウ 予算、事業計画および資金計画 エ 決算 オ 長期借入金および短期借入金の借入れならびに鉄道債券の発行 カ 長期借入金および鉄道債券の償還計画 キ 前3号に掲げるもののほか、日本国有鉄道法の規定により、運輸大臣の許可、認可または承認を受けるべき事項(運輸省令で定める事項を除く。)の7項目が法律により明定されている。これらの事項は、国鉄の業務遂行上、最も重要な事項であるので、理事会の決定をもってしても、総裁に委任することができない。

以上のほか、第4回理事会において ア 経営上の重要問題、イ 長期計画および年度基本計画 ウ 重要技術研究計画 エ 予算の実行に関する基本的事項 オ 重要資材の年度購入計画、カ 運賃・料金その他営業条件に関する重要事項 キ 全線にわたる時刻改正 ク 車両新製の年度計画 ケ その他理事会が必要と認める事項については、理事会が議決し、これ以外の事項については、その決定を総裁に委任することを定めた。

また、理事会に報告しなければならない事項として ア 理事会が議決した事項の実施状況 イ 毎四半期末現在員および退職者の数ならびに退職手当額 ウ 重要な労働情勢 エ 毎月の輸送成績および営業成績 オ 天災その他の事由により輸送に著しい障害を生じた場合の概況およびその対策 カ 監査報告のうち重要なもの キ 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項がある。

総裁が会長、副総裁が副会長となっており、意思決定機関と総裁以下の執行機関との表裏一体化をはかっている。

理事会は、会長が招集し、会長および会長以外の構成員の過半数の出席がなければ、議事を開くことも、議決をすることもできない。すなわち、理事会の議決は、構成員が出席して行なうことを要し、いわゆる「持ちまわり議決」は許されない。また、その議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長が決することになっている。そして理事会の議決について特別の利害関係を有する者は、その議決に参加することができない。

理事会は、定例会議と臨時会議とに分かれ、定例会議は毎月第1週および第3週の火曜日に開催される。

(2) 監査委員会

監査委員会は、3人以上5人以内の委員で組織する合議体であって、国鉄の業務を監査する機関である。

監査委員会は、単に会計監査のみでなく、広く国鉄の業務全般について監査し、その結果を総裁に通知するものであり、総裁はこれを尊重してその趣旨に沿って経営改善の措置を講ずるのである。また、監査の結果に基づいて、国鉄の業務について改善を必要とする事項があると認めるときは、運輸大臣に意見を提出し、または理事会に意見を述べることができることになっている。このため理事会には監査委員会の委員の1人が出席して、緊密な連絡を保つようにしている。

以上は監査委員会が自主的に行なう監査の権限であるが、法律は運輸大臣が監査委員会に対して、国鉄の監査上特に必要があると認める事項については、監査し、およびその結果を報告すべきことを命ずることができると定めている。したがって、監査委員会は、国鉄の内部機関ではあるが、やや独立性をもった特殊な機関で、運輸大臣の実質的な補助機関の役割をもっているともみることが出来る。

このことは、同じ役員である副総裁および理事の任免は運輸大臣の認可を受けて総裁が行なうのであるが、監査委員会の委員の任免は運輸大臣が行なうことになっている点でもその一面がうかがえる。

運輸大臣が監査委員会に対して監査し、報告すべきことを命じたものとしては、[新5箇年計画の進ちょく状況および同計画の推進に関する具体的諸施策について]、[三河島駅列車衝突事故について]、[東海道新幹線工事費予算の不足について]、[鶴見列車事故について]などがある。

また、監査委員会は国鉄と総裁との利益が相反する場合に、副総裁または理事のうちから国鉄を代表する者を選任したり、財務諸表に添える監査報告書を作成したりする役目ももっている。

監査委員会は、委員長(委員の互選によって選任する。)が招集し、委員長を含み委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことも議決をすることもできない。また、その議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによることになっている。定例会議は、隔週1回木曜日に開催される。

(3) 常務会

常務会は、総裁、副総裁、技師長および本社の常務理事で組織している執行機関としての最高の会議である。